公益財団法人　全日本スキー連盟

SAJ一般会員　SAJ有資格者　SAJ競技者　の皆さまへ

2014/2015
シーズン用

スキー補償制度のご案内

本補償制度は昭和51年に創設され、これまで多くの会員の皆さまにご加入いただき、たいへんご好評をいただいております。
つきましては、本補償制度をご案内申し上げますので、ご検討のうえ是非ご加入くださいますようお願い申し上げます。
※一般会員、有資格者、スキー競技選手の各補償制度をご案内しています。
※本補償制度は、公益財団法人全日本スキー連盟を保険契約者とし、全日本スキー連盟登録会員を加入者および被保険者（補償の対象となる方）とするスポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険（正式名称：スキー・スケート保険）、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険、動産総合保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。**なお、全日本スキー連盟登録会員のうち一時会員の方は当制度にご加入できませんので、ご注意ください。**

スキー補償制度加入申込締切日

平成26年10月17日（金）
公益財団法人全日本スキー連盟事務局到着（必着）分まで

保険期間（ご契約期間）

平成26年11月1日（土） 午後4時から
平成27年11月1日（日） 午後4時まで

上記申込締切日を過ぎた「中途加入申込み」について

10月18日（土）以降に公益財団法人全日本スキー連盟事務局に到着する加入申込みは『中途加入』となり、**いずれの補償制度も**全て下記の方法となります。
会員登録と同時に保険加入を行わず、後日保険のみの加入を行う場合は、10月17日（金）以前であっても、中途加入申込みとなります。
なお、中途でご加入の場合、未経過期間により保険料が変わる場合がありますので、取扱代理店または引受保険会社まで別途お問合わせください。
※なお、中途加入は平成27年3月10日（火）締切です。したがって、3月11日（水）以降に加入ご希望の方は新年度募集での加入をご検討頂くこととなりますのでご注意ください。

加入用紙 別添の「加入依頼書」に所定事項を記入してください。
※中途加入申込みは、公益財団法人全日本スキー連盟の「継続および新規会員登録表」ではできません。

加入依頼書送付先 公益財団法人全日本スキー連盟（スキー補償制度担当・小林）へ
FAX（044−966−6345）または郵送ください。

保険料の払込方法 裏面の「ご加入の手続きについて」に記載された「お振込先」へ払い込みください。

保険期間（ご契約期間） 加入申込票、保険料が到着（着金）した日に応じ、次のとおりとなります。

加入依頼書・保険料到着(着金)日	保険期間（ご契約期間）	
	始期	終期
1日～15日	翌月　1日 午後4時	平成27年11月1日 午後4時
16日～末日	翌月10日 午後4時	〃

SAJスキー補償制度の加入要領

<ご注意>

■下記の保険料について

●スポーツ賠償責任保険およびスキー・スノーボード保険の保険料は、団体割引30%（被保険者総数1,000名以上）を適用しております。ご契約開始の際、被保険者総数が1,000名未満となった場合は保険料を変更させていただきます。

●スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の保険料は、被保険者総数および運動の種目区分により異なります。下記傷害部分の保険料は被保険者総数200名以上500名未満および運動種目区分B（スキー）の場合にて計算しております。ご契約開始の際、被保険者総数が200名未満または500名以上となった場合は保険金額を変更させていただきます。（50名未満の場合は加入できません。）

●スキー・スノーボード保険は、スキー・スケート傷害補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約、陸上スキー追加補償特約および陸上滑走スポーツ追加補償特約セットのスキー・スケート特別約款、賠償責任保険普通保険約款（個人用）で構成されています。

■スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険について

●団体管理下の事故には、合宿宿舎内の事故や移動中の交通乗用具搭乗中の事故は含まれません。

●団体管理下の団体とは、公益財団法人全日本スキー連盟、同加盟団体および同所属団体をいいます。団体単位で構成員全員の方にお申し込みいただきます。

一般会員

お問合わせ用代表証券番号
SA05270214

SAJの一般会員の方
（有資格者の加入はできません）

【補償区分】

❶ スキーのみ補償

❷ スキー・ボード補償

有資格者

お問合わせ用代表証券番号
SA05270205

SAJのパトロール／有資格者の方

※スキーまたはスノーボードの有資格者とは、スキー指導者・スノーボード指導者・公認スポーツ指導者制度スキー指導者および競技資格者をいいます。

【補償区分】

❸ スキー・ボード補償

❹ スキーのみ補償

❺ スキー・ボード補償

有資格者

お問合わせ用代表証券番号
SA05270241

SAJのパトロールの有資格者の方

※パトロールの有資格者とは、SAJ公認のスキーパトロールをいいます。ただし、SAJ加盟団体の認定者も加入できます。

【補償区分】

❻ パトロール賠償責任補償

スキー競技選手

お問合わせ用代表証券番号
SA05270223

SAJの競技者の方
（中体連、高体連、学連、マスターズ登録者の方につきましてもこちらをご選択下さい）

【補償区分】

❼ スキーのみ補償

❽ スキー・ボード補償

補償区分	補償項目			保険料（一時払）	保険の手続き方法
	法律上の損害賠償責任	会員自身の傷害	会員自身の用品損害	雪上＋陸上スキーの場合	
❶	●	●	●	4,200円	保険料は、会員登録の際に、登録料等とあわせて払い込みください。
❷	●	●	●	7,700円	
❸	●	−	−	1,300円	
❹	●	●	●	5,000円	
❺	●	●	●	9,200円	
❻	●	−	−	1,300円（雪上のみ）	
❼	●	●	●	（アマチュア）8,000円	「ご加入の手続について」に基づき、お手続きをお願いします。
				（プロ）13,400円	
❽	●	●	●	（アマチュア）11,800円	
				（プロ）24,000円	

※保険料欄の「プロ」は、スキー・スノーボードの指導または競技を職業または職務として行っている会員をいいます。
※有資格者の方は補償区分❶❷には加入できません。
※スキー学校教師の方は❼❽の「プロ」または別途スキー学校補償制度のうちスキー学校教師制度にご加入ください。

※1. **本補償制度における「スキー」（雪上）の定義：**スキーの板を用いて雪上（人工スキー場を含みます。）で行うスポーツをいいます。砂・ビーズ・芝（人工芝を含みます。）・ブラシ状の斜面、自宅等の庭や道路上の斜面を利用するものおよびローラーを使用するローラースキー等は対象になりません。

※2. **本補償制度における「ボード」（雪上）の定義：**スノーボード用に設計されたボードを使用し、雪（人工雪を含みます。）上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。そり、ボブスレーおよびリュージュを除きます。

※3. **本補償制度における「陸上スキー」（スキーのみ補償）の定義：**グラススキー、ローラースキー等、当該スポーツ用に設計された板、キャタピラまたはローラーを使用し、雪上以外の芝（人工芝を含みます。）・砂・ビーズ・ブラシ・マット状等の当該スポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスキーをいいます。

※4. **本補償制度における「陸上スキー」（スキー・ボード補償）の定義：**グラススキー、ローラースキー、マウンテンボード等、当該スポーツ用に設計された板またはボード、キャタピラおよびローラーを使用し、雪上以外の芝（人工芝を含みます。）・砂・ビーズ・ブラシ・マット状等の当該スポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そりを除きます。

補償項目	補償区分 ❶	❷	❸	❹	❺	❻	❼	❽	保険金をお支払いする場合	支払限度額・保険金額（ご契約金額）	
法律上の損害賠償責任	—	—	●	●	●	—	●	●	**1 スポーツ賠償責任保険** 日本国内（❼・❽は日本国内外）において、スキー（またはスノーボード）の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	支払限度額 1事故につき **2億円** （免責金額1万円）	●損害賠償金 自己負担額を超過した ・身体障害（対人）事 ・財物損壊（対物）事 ●費用保険金 a. 損害発生拡大防止 事故発生の後、損害 のために要した必 b. 緊急措置費用※1 応急手当、護送、そ による同意を得た費 でもお支払いします c. 示談協力費用※2 被保険者が引受保 お支払いします。 d. 争訟費用・示談交渉 被保険者が法律上 支出した訴訟費用、 費用をお支払いします ※1 その実費につき、損害賠 ※2 支払限度額とは別に、実 支払限度額の損害賠償
	●	●	—	●	●	—	●	●	**2 スキー・スノーボード保険** 日本国内においてスキー（またはスノーボード）の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物（他人から借りたり預かった物は除きます。）を壊したことにより、会員の皆様が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	【❶・❷の場合】 支払限度額 1事故につき **5,000万円**（免責金額1万円） 【❹・❺・❼・❽の場合】 支払限度額 1事故につき **5,000万円**（免責金額1万円）	
会員自身の傷害（ケガ）	●	●	—	●	●	—	●	●	**1 スキー・スノーボード保険** 日本国内においてスキー（またはスノーボード）の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害保険金額：400万円 入院保険金日額：4,000円 通院保険金日額：2,000円	●死亡保険金 事故によるケガのため、事 保険金額の全額をお支払 ●後遺障害保険金 事故によるケガのため、事 場合、後遺障害の程度に 保険金と後遺障害保険金 ●入院保険金 事故によるケガの治療の に対して入院保険金日額 ●手術保険金【左記❷のス 事故によるケガの治療の られた場合、入院中に受け 1事故につき1回の手術に ●通院保険金 事故によるケガの治療の された場合、通院日数に 含めて180日以内の通院
	—	—	—	—	—	—	●	●	**2 スポーツ団体傷害保険 特約セット普通傷害保険** 日本国内において、雪上に限らず団体管理下でスキー（またはスノーボード）の競技中および練習中（指導中は除きます。）に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害保険金額：115万円 入院保険金日額：1,500円 手術保険金：入院中の手術 15,000円／それ以外の手術 7,500円 通院保険金日額：1,500円	
会員自身の用品損害	●	●	—	●	●	—	●	●	**動産総合保険**（スキー・ボード用品の盗難・火災のみ補償特約セット） 日本国内においてスキー用品（またはスノーボード用品）が、 ■盗難（ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限ります。）にあった場合 ■火災によって損害を被った場合に保険金をお支払いします ※スキー（スノーボード）用品とは、スキー板・スノーボード（ビンディング等付属品を含みます。）、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。	用品損害保険金額 **15万円** （免責金額3,000円） ※紛失・置き忘れによる損害は対象外です。 ※破損・曲損による損害は対象外です ※損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（注）と同額になった場合は、このご契約は損害発生時に終了します。なお、保険金額と同額にならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに、ご契約は保険期間の終了日まで有効です。 （注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は保険価額（時価額）とします。	●損害保険金【盗難・火災の 保険金額（保険期間中15 注1. 修繕額が保険価額 価額を損害の額とし 注2. 損害の額から免責金 および火災による事 注3. 全損の場合を除き、 ●費用保険金 a. 残存物取片づけ費用： 取片づけ清掃費用お お支払いします。 b. 修理付帯費用：保管場 引受保険会社の承認を 金額の30%または1, 保険金補償特約） この保険には臨時費用保 できません。
パトロール賠償責任	—	—	—	—	—	●	—	—	**施設所有（管理）者賠償責任保険** 日本国内のスキー場において、ユニフォームを着用して行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物（他人から借りたり預かったものは除きます。）を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。	支払限度額 1事故につき **2億円** （免責金額1万円）	●損害賠償金 自己負担額を超過した損 ・身体障害（対人）事故 ・財物損壊（対物）事故 ●費用保険金 上記「法律上の損害賠償 ●以下の2特約をセットして 1. 初期対応費用補償特 事故現場後片づけ・清 通信費等 ※後に損害賠 2. 訴訟対応費用補償特 コピー機の賃借費用、事 ●争訟費用等の支払限度額 する特約です。

お支払いする保険金の額	保険金をお支払いする主な事故例	保険金をお支払いできない主な場合 （詳細は各保険約款・特約によります。）
損害額を支払限度額を限度にお支払いします。 故：治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 故：修理代等 費用・求償権保全行使費用※1 の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使 または有益な費用をお支払いします。 の他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面 用をお支払いします（結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合 。）。 険会社の求めに応じ、引受保険会社に協力するために直接要した費用を 費用※2 損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て 弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した す。 償金の額と合算して、免責金額を超過した額を、支払限度額を限度に、お支払いします。 費をお支払いします。ただし、d.については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、 に対する割合を乗じてお支払いします。	○スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。 ○競技会で模範滑走中、大会関係者にケガをさせた。 【下記は❶・❷・❹・❺・❼・❽の場合のみ】 ○スキー場に行く途中、他人にスキーをぶつけてケガをさせた。 など 被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。 ※なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのでご注意ください。	■ご契約者・被保険者（＝会員）の故意によって生じた損害賠償責任 ■戦争、暴動、騒擾（じょう）等によって生じた損害賠償責任 ■地震、噴火、洪水、津波による損害賠償責任 ■被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任 ■自動車（スノーモービルを含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■被保険者（＝会員）と他人の間に損害賠償に関する特別の約定（法律上果たすべき責任の額以上に弁償する約束など）がある場合において、その約定において加重された損害賠償責任 など ※衝突時に他人にケガをさせたり、物を壊してしまっても、会員の方に全く過失がないときは損害賠償金のお支払いの対象になりません。ただし、双方に過失があるときは、過失の割合に応じてお支払いします。
故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害 いします。 故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した 応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡 は保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 め、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数 180日を限度としてお支払いします。 ーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険の場合のみ】 め、事故発生の日からその日を含めて手術保険金支払対象期間内に手術を受け た手術は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術は5倍の額をお支払いします。 限ります。 め、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。） して通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を に限り、1事故につき90日が限度となります。	○スキー（またはスノーボード）で滑っていて事故で骨折した。 ○リフトから落ちてケガをした。 ○他人や立木等に衝突してケガをした。 ○スキーバスを降りる時、ステップで滑ってケガをした。※ ○スキー場に行く途中、交通事故にあいケガをした。※ ○ホテルで足を滑らせてケガをした。※ など ※「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合は、団体管理下中の競技中または練習中の事故によるケガに限りますので保険金をお支払いできません。	■ご契約者・被保険者（＝会員）または保険金受取人の故意または重大な過失 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■無資格運転、道路交通法第65条第1項に定める酒気帯運転での事故によるケガ ■脳疾患、病気、心神喪失、妊娠・出産・流産 ■戦争、暴動※1、地震、噴火、津波 ■山岳登はん（ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングを含みます。）、職務以外での航空機操縦を行っている間の事故、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動（リュージュ・ボブスレーも対象外です）を行っている間の事故によるケガ ■むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ■細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 など ※1「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の場合のみ、テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 《ご注意》 ●職業（アルバイトを含みます。）または職務としてスキー・スノーボードの指導または競技を行っている一般会員および有資格者の方は保険料が異なります。別途スキー・スノーボード保険をご案内しますので取扱代理店へご照会ください。 ●また、スキー競技選手補償制度でプロに該当する方がアマチュアの保険料で契約された場合は、保険金の額が削減されますのでご注意ください。
きのみ】 万円）を限度に、修繕費を、その損害の額としてお支払いします。 事故当時の時価）を超えた場合や修繕できない場合（盗難を含みます。）は、保険 す（全損）。 額（自己負担額）3,000円を差し引いた金額をお支払いします。ただし、全損の場合 の場合は、差し引きません。 害保険金をお支払いした場合においても保険金額は減額しません。 故によって損害を受けた用品の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、 び搬出費用）について、損害保険金の10%に相当する額を限度として実費を が住居・営業用倉庫以外の場合で、火災の事故により用品に損害が生じた結果、 て支出した、復旧にあたり必要・有益な費用について、1事故・1敷地内につき保険 0万円のいずれか低い額を限度として実費をお支払いします。（修理付帯費用 金補修対象外特約が自動的にセットされているため、臨時費用保険金はお支払い	○レストハウス前に置いてあったスキー板が盗まれた。 ○スキー場に行く途中、駅の待合室でスキー用品一式を盗まれた。 ○自宅に保管してあったスキー板が火災で焼失した。 ○宿泊していたホテルが火災になりスキー板が焼失した。 など 被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（共済契約または異なる保険種類の特約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご加入にあたっては補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。 ※なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまいますのでご注意ください。	■ご契約者または被保険者（＝会員）の故意または重大な過失による損害 ■地震、噴火または津波 ■自然の消耗または性質による変質等による損害 ■ストックのみの損害 ■紛失、置き忘れによる損害 ■盗難・火災以外の事故 ■損害を受けたために臨時に発生する費用（臨時費用対象外特約がセットされています。） など ※盗難の際には、最寄の警察に被害届を提出してください。警察からの盗難証明がない場合、保険金お支払いの対象外となります。 ※破損・曲損による損害は対象外です
額を支払限度額を限度にお支払いします。 療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等 理代等 任」の「費用保険金」と同内容です。 ます。1事故および保険期間中で50万円を限度にお支払いします。 現場保存費用、写真撮影費用、事故状況調査・記録費用、事故原因調査費用、 費用、被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費、 責任のないことが判明した場合に限ります。 訴訟や和解等に関する費用（意見書・鑑定書作成費用、外注コピー費用、増設 等再現実験費用、文書作成費用等）のうち、引受保険会社が認めたものに限ります。 枠払特約：損害賠償金と費用保険金を合算して、ご契約の支払限度額を限度と	○パトロール活動従事中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。 ○アキヤボードでケガ人を搬送中、操作を誤りケガ人を死亡させた。 ○安全対策のための機材運搬中、他人にぶつけてケガをさせた。 ○パトロール養成のための研修会で誤ってケガをさせた。 など	■ご契約者または被保険者（＝会員）の故意によって生じた損害賠償責任 ■戦争、暴動、騒じょう等に起因する損害賠償責任 ■地震、噴火、洪水、津波に起因する損害賠償責任 ■被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ■被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊につき、その財物に対し、正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任 ■自動車（スノーモービルを含みます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ■被保険者（＝会員）と他人の間に損害賠償に関する特別の約定（法律上果たすべき責任の額以上に弁償する約束など）がある場合において、その約定において加重された損害賠償責任 など

ご加入の手続について

●本補償制度は、公益財団法人全日本スキー連盟登録会員を被保険者とする団体契約です。

1 一般会員補償制度または有資格者補償制度をお申込みの方は、会員登録の際、「継続または新規会員登録表」内にある

・一般会員補償制度 ▶ 委託集金分の『一般会員』

・有資格者補償制度 ▶ 委託集金分の『有資格者』(パトロールを含む)

の該当欄に○印をつけていただき(下記参照)、所定の保険料を登録料等といっしょに払い込みください。

2 スキー競技選手補償制度をお申し込みの方は、別添の「加入依頼書」に所定事項を記入のうえ、公益財団法人全日本スキー連盟事務局(スキー補償制度担当・小林)へFAX(044−966−6345)または郵送ください。保険料は、下記2の「お振込先」へお振込みください。

●いずれの場合も、申込締切日は、10月17日(金) 公益財団法人全日本スキー連盟事務局到着分までとなります。

1 一般会員補償制度または有資格者補償制度の場合

委託集金分(補償制度加入区分)		
一般会員	有資格者	パトロール
❶ スキーのみ補償 □雪上+陸上 4,200円	❸ スキー・ボード補償 □雪上+陸上 1,300円	❻ パトロール賠償責任補償 □雪上のみ 1,300円
❷ スキー・ボード補償 □雪上+陸上 7,700円	❹ スキーのみ補償 □雪上+陸上 5,000円	
	❺ スキー・ボード補償 □雪上+陸上 9,200円	

一般会員スキー補償制度に加入を希望される方は、❶❷のいずれかをお選びください。

パトロール有資格者の方は、この補償にご加入いただきます。また、有資格者向けの❸〜❺の補償もあわせてご加入いただくこともできます。

スキー・スノーボード有資格者の方は、❸〜❺のいずれかをお選びください。

2 スキー競技選手補償制度の場合

■加入依頼書の「郵送先」

〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7

公益財団法人全日本スキー連盟(スキー補償制度担当・(有)ラ・トゥール 小林)

■保険料の「お振込先」

有限会社 ラ・トゥール

みずほ銀行新百合ヶ丘(シンユリガオカシテン)支店(店番:393)

普通預金 1886184

※振込手数料はご負担願います。

【ご加入申込時における注意事項(告知義務)】

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失より、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。また、住所・氏名・性別・生年月日、他の保険契約等(補償内容が同一の他の保険契約等)の有無について、よくご確認のうえ記載ください。

加入者証について

1 一般会員補償制度または有資格者補償制度をお申し込みの方

●SAJ会員証が加入者証を兼ねています。会員証の中面に、引受保険会社名（あいおいニッセイ同和損保）と証券番号および事故の際の連絡先（0120−985024）・保険期間・補償制度加入区分等が印字されています。常に携行されるSAJ会員には便利です。（加入依頼書で加入手続をした場合は、下記2の対応となります。）

2 スキー競技選手補償制度をお申し込みの方

（上記1の方が加入依頼書で手続をした場合を含みます。）

●別途『加入者証』を送付させていただきます。加入者証が届かない場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

万一事故が発生した場合

●賠償損害、用品の損害に関わる事故が発生した場合には、ただちにご契約者である団体等または取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害に関わる事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内にご契約者である団体等または取扱代理店もしくは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。0120−985024（あんしん24受付センター）（携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）
[受付時間：365日24時間] ※おかけ間違いにご注意ください。

●この保険では、引受保険会社がご契約者または被保険者（＝会員）に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。被害者との示談交渉や弁護士への損害賠償請求権委任等を引受保険会社とご相談いただきながらすすめていただくことになります。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償金の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合がありますのでご注意ください。

●保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

●保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

●この保険契約と補償範囲が重なる他の保険契約等がある場合には、「会員自身の傷害」に対する保険金を除き、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

●損害保険会社等の間では、傷害事故について保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いないことになっております。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。（具体的には事故発生の場合に、損害保険の種類、受傷者名、事故発生日、取扱損害保険会社等の項目について確認しています。）

ご注意いただきたい事項

■本補償制度の各普通保険約款・特約集および保険証券は、ご契約者公益財団法人全日本スキー連盟に交付されます。

■クーリングオフについて（ご契約お申し込みの撤回等について）

●この保険は、クーリングオフの対象外となります。

■契約締結後における留意事項（通知義務等）

●加入申込後に加入者証に記載の事項に変更等が発生した場合には、ただちに取扱代理店にご連絡ください。

※スポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険については各々の重要事項説明書をご覧ください。

■満期返れい金・契約者配当金

●この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

■解約返れい金の有無

●被保険者がスキー・スノーボードの事故以外での死亡等の理由でご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店にご連絡ください。解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料が返還となる場合があります。

■保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。

●普通傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、経営破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

●傷害保険以外は、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（http://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、下記にお問合わせください。

《お問合わせ先》

【取扱代理店】
ABC（法人名：有限会社ラ・トゥール）　担当　小林 英記
〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生2-25-7
TEL 044-959-2040　FAX 044-966-6345
（平日/9時～17時）

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　広域法人開発部
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608　FAX 03-6734-9609

2014年7月承認　GA13H301691